慶元拾遺大成

十二

内閣文庫
番號 和 35558
冊數 12 (12)
函號 150 77

内閣文庫
和書
類
三五五八 號
一二 冊
一五〇 函
一四 架

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

国238

慶元格式

大隅国ゟ献之

一大神宮御稲大切御祭御神上落の事

幷ゟ迎御上落の御祭の事

一大切燈燭ゟ国司ゟ御上りの事

将軍家御代ゟ御上りの事

一天樹院様の事 幷

松ゟ天正八帝方ゟ内侍所御再興の事 幷 松坂

御祭ゟ御上落の事 幷 松坂

一東照宮ゟ出生の事 幷 松坂

内侍所ゟ御上落の事 附 形舟の事

国立公文書館
National Archives of Japan

一 長尾藤郎父子生捕事
一 遠州甲斐国御家人所領合戦の事
一 新宮兵庫頭為行跡の事 并堀内三郎入道の事
一 大内道忠之事 并堺河人所出事
一 志田左衛門素女の事
一 七郎兵衛尉小捕 宮内切腹の事
一 大坂没収人々事 并 陸奥守の事
一 青山石見守 清原[illegible]事
一 堺三郎 国所[illegible]事 并 弓的廊山の事
一 志賀国大明神の事
一 改元元和 并 吉事 吉神所

一 御下向の事
一 長尾藤郎為家四郎左衛門父子切腹の事
一 大坂方御陣 陸奥守為[illegible]堂[illegible]の事
一 大坂六月七日合戦 并討死の面々の事
一 同堺中大乱 者共討死面々の事
一 清右衛門軍功 并伊賀堂[illegible]
加賀国[illegible]の事
一 御家康 勝名跡 お[illegible]の事 并
大須賀家名跡の事
一 国々[illegible]の義 作法事

慶元拾遺大成壱之巻三

一　六月八日午刻大神所様ゟ天竜寺へ
少御掛り御用仕候ニ付御上洛ニ付出仕ニ
其節未御ゟ寺ゟ少御掛ケ
清人高吳の方ゟ
大神所様遠ク
ゟ紙ゟ
自ゟ又拾石ゟ
京　市津清十郎
御軍家ゟ

御使番席掛座之間ニ御寄合の
こともあり御上洛なり

一
右御白川上洛　御上洛の事ハ
子細ハ先一ツニハ禁裏御仙洞御機
并諸中諸大名御制道の為
二ツニハ大坂の諸人京近辺ニ足
留るも加人為之三ツニハ吉田多武
諸寺諸宗教人類并寺ニ以之も
併而存しよりさる振而起くし
日制之四ツニハ大坂城御事始候
太閤様の御為ニ而付候色々

将軍家の御継続之覚一ツニハ御折会
間比見れの事なり　五ツニハ世子の
件判代勝り事之秘腹背り
加止も不調

一
天下御称御手中ニ而品前後並能
御ハ浅象の人代清成御前ニ當方ニ
御人ニ登る座し　又町人百姓の公事
訴訟を申座しとく　又味方の命を
御あり

仰之曰　秀頼公　生害　と　御座中上
御しくハ　御代しく受先ニ御座

背ニつき之れ御座候大坂城
焼失ニ付以之外之騒動ニ御座候
厚可申候四ツ頃迄も御静りニ付大手
天王寺口阿部野中ニ而玉造口
青山御座候青屋口ハ水野筑前守
京橋口ハ京西町奉行所御組共ニ
御目付支配御加勢ニ而桜井
内藤紀伊守様御人数ニ而堅
菅沼山城守御出京橋ニ而御鎮り淀
備え通御備之土浦の諸
将覚代不知

将軍家ニハ岩山沖本陣ニ而浦賀の辺
右首御実検之五月六日七日両日の
戦ニ而首凡弐万五千余級なり九日ニ
大坂御立伏見の城へ御入西国の諸
軍勢ハ茨木辺枚方辺迄八幡山ニ而
内土浦仕る居候も御引払候
又備之国山川帯刀小川伝兵衛
ハ八幡深井以辰之ぞ京都
米り知恩院ニ而会之内ニ翌日
伏見御宿ニ云々
一 秀頼公御室ハ秀頼公芦田曲輪ニ而文

其時大聖寺様中女中ニ而
ニ在御女郎の侍従と申者此御前様ハ
御城江御出ニ成　大御所様に御祝ひ
ぞ御上秀頼様御文字御身御養御座
なく御紙御届申ひに相てかうれ事ニ
城内ニ而御供中城へ御出ニ候旅
穂集まふらへし
又候曰淀殿ハ秀頼公の御墓所を信
（御ハ）ほ御振御代振之辰の（ハ）芝将軍
家の継君に加く御待に其人質
の御手紙なり

大御新様御仁和志く此御墓所を御旅
し申され　よし刑部殿御返御方ハ
ありて之ことと淀殿きつく恨みなされて
其付きて徒て御例女中御中合秀頼
公の御方の子の御屏風を立かけ二三人
の者ゆへ上様の御はなしと承りて
立ちて代淀殿此方秀頼の御生害と
此方まつり御かたへ御待　継君の御継代
志れくまれさうしを別刑部殿継君
を偏ひ檍の所へ出る御係合讀人と其
出る女中部人の内某人御供立いた

主人並ニ居從者長刀をもつて忽ニ是を
切倒さしこそ後ハ場内にて御借し坂崎
出羽守ハ往所へ御使し候まし付紙添書ニ見之
たり
然同其後は姫君本多美濃守忠政嫡男
本多平八郎忠刻 後中務大輔 方江御婚家ニて
姫様へ御入輿あらせ是ハ姫君江戸表にて
下向之節美濃守殿ニ御対面常々見られ候り
ある平八郎ニこそ男ハ満足代ニ思召し美男
ニて御招の親類七し代姫君御目ニ留り
平八郎方へなつかしハ御婚家方々坂崎出羽守ニハ

御縁家御縁組のよしなりて後年忠刻病死
江戸にて御後ニ小の見に御居之天樹院殿と号し入
坂崎ハ姫君本多へ御入の時も自分屋敷
居籠り切腹して家も没落是ハ大坂落城
の御時ニ坂崎して姫君御助命七しとうの
姫君を天下へ見れ御助け出しニ遣しく
本多方へ御入輿ありし前之文場内にて
御思召孫も見えずしとニ表ニ大事に道拝院
御娘之の其事中上ニて鉄房之身其源三子
下知され場内守大屋とく御縁組之
文姫君ニ譲りさ立出し由中 しかる御法

而く逸迄き候よし翌日晩秋田城ニ御
実家ニ御座候　其外秋田ゟ家之不縁ある
とれ染ても入候て両主雖其二条之以今
前の由ニ付掛遣了おもてなし花ニ御住し
再び奉仕し後水の尾院の時は御年寄
なり松坂の局と称ス甲府　清揚院様
ニハ　大猷院様四十二之御年之子　中御義
にて清揚院様ニハ天樹院様之御養育
被遊候長の後御住の中ニ而清揚院様
御生付　文昭院様御代後御誕生又ゟと
たて　雑智ゟ御代　御誕生し御家にて

一
此女中振給の給ゆへ　雑智五郎太夫へ嫁し
此五郎太夫へ松坂と局と萬くは只今の
関しめ御代永く松坂局ニ而新の三子
石代増たれハ御譲りへ重清殿にもたる
秀頼公の御息国松丸御妹女子御出生
乳母相ち落延たり　国松殿ハ男子なれハ
生害之此男子ハ秀頼公の妻　御台所不忘御遺之の子
関東之怖らく京極若狭守母常高院
方而く来良大坂一銭前　城中と入候
城の時乳母さ抱造れ出て我家ニ帰
家来ゟ妻にき前夜乳母を妻にし

国松丸代まて子ニ候　是秀頼の子ニてハ有之間敷候
知らせ候ハ天下之内也　なるへし御座候　松平
伊賀守之若君別所殿家をまきれて松本
屋ニ妻相子なり　大坂ニ奉公　敷浪人の家人
坂部左衛門と云者の子と云　伊賀守かくまひ
候て後ハいつかと云尋けれハ　上様にて
若君御ハ秀頼公の子と御座なきに付て
御座候　明ニ七条宮殿にて生れ候と云　父母ハ様々に御座候之
母子の事ハ天樹院様御乳母御座有
尼に成て天奥の和尚と号し　伝通の東慶寺
にて云尼寺建立なり　一ノ御母ニ見若

ノ妻之若君ニ候　夫婦共ニ小出大和守方ニ係
あり候所に　以後ニ子供を伊代官人勤
小出家断絶に付浪人して石田と由緒
ある由ニ云　石田家縁不絶して浪人候
妻の墓　東漸寺ニ有之由也
一　長曽我部宮内少輔　父子大坂ヲ落延八幡
辺ニ忍ひ居候処　阿波国主松平阿波守　蜂須賀蓬庵
使者長坂三郎左衛門と云者大坂ニ在陣と
家人中間左衛門と生捕之後名記とと
生捕候へ　上ゟ長坂ニ褒美被下
中門とて長曽我部不残蜂須賀

男子数人ありしが長男は家業を継ぎ
娘三人の内二人は武士と中間に嫁し今は亡き者
一人は男子なく不幸にして今は亡き
家人にて加藤八郎兵衛と申す者に嫁し
中間源八郎と云ふ者に娶わせ
二度目の男子は長男と共に流浪
一時は乞食なる者に成り下がり
行方知れず御家断絶なり

一 遠州甲斐吉嶋出生の人にて芸州生まれ
次男佐吉と云ふ者に嫁し
甲斐吉義許の者四歳なる次男に
後年福住正則と改名し七百石にて三河守
と号して後又再び福住に
一十四日 於京都 長谷川新六郎
外数十名 二條城へ詰て
居り十年 長人
数十名代 後風
為り 後日の精忠なり 陣屋 但三条
元祐 を文紙刑に
楽る四名の旗影 辺に
去年 今年
なれば 之に
大坂中に
頻の出来
形部信房

[illegible]通れ申し候ニ付而ハ
送り之帝ハ御[illegible]差使一分ヲ助
札遣放セラレ候ハハ金子ヲ以テ大罪
御赦免ト相

一
大阪道大京大仏近辺ハ焼ル所小林茶屋
野間金子帝ニ出張ス御ハ堺の町人
御出ヲ以ハ柳堀の比神社仏閣民屋
繁昌ハ地なり知道大放火ス加藤ヲ
焼刑ニ焼死の者衛ハ[illegible]古ニ平三郎
京ニ伝焼ル罪科の例ハ[illegible]民ハ
焼ラハ罪科ハ[illegible]

中ハ[illegible]ニ焼ル焼ル堀の町と川添
斬罪ニ[illegible]

一
[illegible]田ハ為作書女紀列伊郡郡小島
居後ニ仕ル掃[illegible]英令之平表
秀頼ニ焼ル焼ル[illegible]田乗回後の紀[illegible]別
[illegible]前ニ[illegible]仕ル[illegible]焼ル[illegible]

一
[illegible]国武郡ハ南方同郡名堀列稲荷山辺
居ル中又[illegible]中ハ大同[illegible]
[illegible]数ニ[illegible]と二条ハ[illegible]

一
大坂没収令武万八千六拾枚法武万四千
牧京者安家野ニ[illegible]

特系図と云し只又秀頼の葉何
茂四郎吉光の吉力背信と云し
也を人九寸方有り行列の農民拵し
海く和河原こ云也也和河原又
大市家家へ秘して巡の後又三郎
ヨト後日に好軍家へ之図有り其全
文面白紙記る面記ト

一

青山石之丞清長伝
青山伯耆守忠俊拵ヒ
福島正則屈ヒ祖父仁清切
の為ヒ有也重臣石出青山左衛門

一

紀州伊達光宗の部
勅仕ヒ寺ヒ家の時伊達の大坂又
通路なき事ヒ所ヒ
一坪之寺 田原共八り関東へ下向有り
云

秘曰り的部山ハ坪之紀州田原の
三郎ヒり的ハ武仁の西久保天徒
小作坪ヒ部山ハ同下大岩寺ヒ作坪
ヒ作く大岩ヒ小ハ 赤照文御番帯
ヒ四郎拵也有り紀州田原西之
小野彦迄の由毎年四月十七日

日蓮宗新宗徒相対論と称する由

一 大御所様豊臣と厚くし豊臣の乃
弾圧厳敷豊臣家浪人大兵士
と組し大坂の陣となり此時本願
の弾圧と称し打ち捨てさせ元吾や元和年
といへとも御所御免有と雖代建立る
所大仏の寺務三井寺の門主管領
院宗教王其主たり志の流の事
なて関東の山法と云く塾兵の代
後家免と得く白川の脇る流日移る
元日係く明法流門派と称く大仏乃
寺務小僧中れ永代寺務と云と等
所也

一 七月十三日改元あり元和元年と号く
同十九日将軍家関東へ下る八月四日
日江戸出発八月四日大御所家康死
と云る加賀国古三り諸侯に先帰
一 同廿九日長崎前当る頃伝来平田助左
衛門に於て切支丹宗門の
徒者日く同意有く由と云ひ切なり
又氏永国指入男三人共日蓮宗
日く切支丹宗門と称く竜蓮寺日係く之

一九月廿六日今度大坂ニ而御言付ケ
豊四郎様被仰付ル四郎左衛門
大阪書二条京ノ組
一五百石　添辺六郎
一三百石　金田太八郎
一三百石　兼松源四郎
一三百石　二条大左衛門
二条義右衛門義三百石ニ並ニ御使番ニ
いたし候ハ四郎ハ御使番
一五百石　四手院青山伯耆守詰番組
四手院但馬守詰番代　大久保四郎左衛門後
京番

一同断　柳生人左衛門後
書状大四郎書状
一同断　大四郎書状
一同断　後ロ四郎書
一同断
一同断
一五百石
一同断
一三百石
一同断

中根伯耆守　後大隅守
二条若狭守　後伯耆守
今村伯四郎
松前　年人
七方ノ大番
安藤伯四郎
大久保年ノ助　後長右
大久保　源六郎
井戸九馬助
朽木ノ源市
滝口平兵衛　堀織部　以五人ニ兼ル

御仕置へとゝと又動乗象り渡為ル

四加悔ル

四寺院為ル多野集人ニ一書江

一千石　多野　多文
一　〃　東野　為大蔵
一　〃　橋田四郎三郎
一　〃　奈良　伊大蔵
一　〃　六百石　天野　作兵蔵
一　〃　〃　川口　義大蔵
一　六百石　花房　又七　左衛門
一　〃　平井　久蔵

一　〃　三百石　東十左衛門
一　〃　〃　東八　左兵衛
一　〃　〃　脇田　郎蔵
一　〃　〃　安原　左源太
一　〃　〃　渋川　三九郎

四寺院為ル相紳中ニ江

一　〃　五石　戸田　左四郎
一　〃　三百石　海部　武郎
一　〃　〃　沼井　右京
一　〃　〃　沼井　次郎兵衛

右ル

一六百石　中山勘ヶ由
一同断　山田十左衛
一六百石　四腰掛小荘荒　田中与兵助
一同断　同断　川口与三郎
一四百石　四反歩小荘荒　安藤主水
一同断　四荘　稲垣兵七郎
一三百石　四反歩小荘荒　森多左衛門
一六百石　四荘　千之三郎江　七屋　庄門
一三百石　四反歩小荘荒　八木勘三郎
一四百石　於倉間源右衛門　荒波平六郎
一三百石　如此屋敷　安藤左八郎

一同断　四荘荒　小栗平右
一同断　大小荘　石谷十兵
一四百石　高合江　中山助之郎
一三百石　同断　荒所源九郎
弐合四拾六人　四加俸　弐人　三石宛与
いつれも　四加俸　弐人

自身三石郡内俸内
彩三方内之内
自身三石新田俸内
三俸方内之内

内藤　市力
阿部修理殿
柳原　九郎門
前田三平郎

右四人自分之名字しいてとと称候所以
候大弱の言名字御取立申候
如多出羽 国代御中当 久世三四郎
右三人為 公儀 多賀屋
黒川門弟 大久保助蔵 林 平郎
大久保市助 同栄動蔵 鈴木源平
河野拾蔵
右七人動乗れ公儀多賀屋
同月 岩浦 刑部
同 加藤十郎
同 長谷 拾蔵

同月
黒川 茂蔵
右四人 大御所様公儀人数多賀屋
河野左馬助
同 長谷
右者公儀御用之物 能場所 長谷
し候 段 為之中ひ

一 大阪表出陳 六月七日 御手組 三百人
多野 隆助 乙九郎 拾六郎
長谷 同 弟 武蔵 岩郎 拾八郎
七郎 同 弟 長九郎
言田 長九郎 拾壱郎

出羽守殿内　三百石　中山外記
水戸殿家老中山備前守子
父ニ離レ居
大坂ニて五月七日合戦討死之面々
三千石本多主水正組　大岩忠四郎　美濃小伝次
林彦四郎　筒井喜之助　向井藤五郎
青山伯耆守組　野一色頼母　別所主水
大嶋九太夫　吉田右近　服部平太郎
松平隼人正組　松平庄九郎　梁田小伝次
松平孫八　松平勘十郎　小嶋助四郎
〆拾七人討死　此外
本多出羽守子
安藤彦四郎　少後騎 安藤治右衛門　坂部伊十郎
山口伊豆守
是ハ御勘気ニ逢浪人ニ而元井伊殿ニ
かゝり居
五月七日討死ハ
本多出雲守　小笠原兵部　小笠原信濃守
津保長三郎　奥田三左衛門　栗田権七
戸田彦兵衛　大久保内記
一　大坂方大野主馬組ノ者ニ首被取候
一　真田左衛門佐首ハ　越前家中ノ人　西尾仁左衛門
一　御宿越前守首ハ　越前ノ　野本右近

一 小村出羽守殿 伊勢新門 安房長之命
一 門奥郡千葉前ハ 下総郡深谷命
一 山口左京大夫殿前ハ 八田金十郎
一 堺国左馬頭殿前ハ 多胡助兵衛尉
一 浅倉右京亮殿前ハ 永田六郎
一 後藤又兵衛
芝ノ政宗ハ 武蔵ニ中村 深田ニ入馬 軍敗シ
授出シ獄門ニ 梟ル
一 藤田集人殿前ハ 多胡助兵衛尉
一 佐久間蔵人殿前ハ 伊勢新門

河村新八郎
柏木金八

一 大野道太ハ生捕ラレ 堺ニ江漕
一 年礼義之命殿前ハ 伊勢新門 大多井 長八郎
一 出羽守義郎 高田大炊頭

以上

大坂城攻方ニ
上総大多喜之方ニ
今度之方和文 出雲守 大学頭 只左
連出 作州

松平上総守 大炊
本多中書守政朝
佐竹右京大夫
和泉守 郡山城之方四万石
石列 深田城之方四万石

小笠原大学頭 大炊
多野上野守 勝如
立田大隅守

肥前守宗像氏貞に
知行五百石を宛行
之
松浦左馬助殿
家臣
伝

右今度於大坂表軍功
五百石の加恩
牛伊勢守殿
茂堂和泉守
可申加恩
今度大坂表六月六日一戦に刑部
軍功励戦切腹
之段
被聞
召
五百石宛行
知行一万石
以下
江戸遠者之
元和元年卯十二月二日
家康

今度於大坂表六月六日合戦刑
部軍功励
牛伊勢守殿
茂堂和泉守
因茂堂
五百石宛行
知行
五百石宛行
知行一万石
以下
右之通
元和元年卯十二月十日
家康
茂堂和泉守殿

一十二月朔日松平図書 後松平式部大輔 切腹 右
一族大家人去代百石御付ハ大須賀出羽守殿
実ハ榊原式部大輔康政ガ子なり
大須賀五郎左衛門ハ康高ヵ婿
子となる実ハ榊原式部大輔康勝大坂表
於て軍忠を尽しゝ之によって其後絶え後に病死
実子無之云々上也則ち後に大須賀出羽守
式部大輔の嫡子図書松平と成康勝の嗣子として家督
并御附式部大輔ハ正しく大御所様御前ニて
之處松平を偏る上州館林を出入親のごとく
為す後せしも結局大須賀家断絶也て
一
去御所御作出羽守ハ自分以後二年と一家

究の自分を固くしてやも定の自分ゟ盛ん
領内を明らかにし地頭の意見に従ひ面々
固め無事ゟ之法令を定めし事を実に百姓
納得し我ハ諸侍あれハ諸侍と同調之
也しかるに諸国ヘ之其自分を知らせなり
出ん今度会津にも其藩之指揮自身を以て
下りて両人江戸ニ詰メ下知せしむる知行
のごとく会津々詰メ偏ニ会津の国主を
新たに取立て建領主蒲生下野守大法
営むところや

慶元指遣大藏卷之事

慶元指遣大藏卷之事

一大内宮銭乙卯六月六日七日関東方
諸土討取而之首級之事

一高保乙卯大坂法花堂御源金掠之文子
如自筆　殿中所西之方之

元和元年大坂表之出

慶長十九甲寅年六月七日大坂出陣之時

一 預二千七百石之扶持 紀州様少将様

以同断高田左馬助様之首級 計有事

一 首三千五百石

一 同八百六拾八 松平備前守様 利常

一 同六百五拾 内藤左京亮様 松平安房守様 利隆

一 同五百 松平淡路守様 政宗

一円二百拾
一円二百拾六
円寺村七つ子円度形千命山口左ヶ矢貢納
事前ニ申ノ
一円弐百弐
一円弐百六拾二
一円弐百拾七
一円弐百八 イ百八
一円弐百六
一円六拾弐 イ百六十二
一円百拾九 イ百七十二

京極若狭ヶ守様
井伊掃部頭様
小出大和守様
加藤弾正様
毛利甲斐ヶ守様
右御代々御家
毛利 長門 毛利
南部信濃守様
土井大炊頭様
水野壱岐ヶ守様
大関源左衛門様
黄瀬戸藤兵衛様
堀丹後ヶ守様

一円百拾七
一円百九
一円百八
一円百六
一円百弐
一円九拾七
円前四年人前百人
一円九拾七
一円九拾 円二御郡付
一円八拾七

一日八十
一日七拾八
一日七拾六
一日七拾四
一日七拾三
一日七拾弐
一日六拾八
一日七十
一日六拾七
一日六拾六
一日六拾六

稲葉右近
柳原左近将監
形須左京
中山出雲守
松平下総守
伊東左兵衛
駿河左馬頭
吉田兵部
小出信濃守
吉敷
蒲生備後守

一日六拾一
一日六十
一日五拾七
一日五拾七
一日五拾弐
一日五拾三
一日五拾弐
一日五拾
一日五拾
一日四拾四
一日四拾四

内一秋田伊豆守

古田大隅
海野常忠
有馬玄蕃
松平伊豆守
松倉
松平和泉守
関左内
常山源兵衛
分部左兵衛
秋田摂津
小笠原

一同四拾三
一同四拾三
一同四拾
一同三拾八　イ三十一
一同三拾四
一同三拾三　イ三十四
一同三拾三
一同三拾三
一同三拾三
一同三拾三
一同三拾三

浅野　紀伊守殿
加藤左兵衛尉
一柳監物殿
小出大和守
松平甲斐守殿
芦谷備後守
仙石野又六郎
大須賀一郎
平野弥十郎殿
酒井左衛尉
長谷川中務

一同三拾三
一同三拾
一同三十
一同三拾三
一同廿七
一同廿七
一同廿七
一同廿七
一首廿四
一同廿三
一同拾九　イ三十

酒井雅楽頭殿
青山伯耆守殿
石川主殿頭殿
池田備中守殿
仙石隼人正
牧野豆州守殿
稲葉内匠頭
土野河内守
高力左近太夫殿
前田能登守殿
稲垣弥左衛門殿

一日 拾九
一日 卯拾
一日 卯拾六
一日 拾九
一日 卯拾
一日 拾七
一日 拾六
一日 拾三
一日 拾四
一日 卯拾二
一日 丑寅

丹羽郡矢氏伝
秋山右近光忠
小濱民部光隆
之所伝
書状 稲垣
尾張三郎左衛門
宮山郡左衛門
新左衛門尉
細川玄蕃頭昌元
松平右京亮
松平阿波守

一日 拾七
一日 拾四
一日 拾四 イ拾
一日 丑又
一日 丑七
一日 丑七
一日 拾九 門を対二
一日 拾卯
一日 卯拾
一日 卯拾
一日 丑寅

松平石見守
丹羽左兵衛尉
保科弾正忠
阿部伯耆守
坂濱出羽守
太田河内守
松平甚四郎
植村主殿頭
松平九郎右衛門
細川甚四郎
仙石兵部少輔

一円　拾三
一円　拾三　イ稲葉文
一円　拾九
一円　拾
一円　拾　円一作久同作落
一円　七
一円　七
一円　七
一円　六
一円　六

山岳寺所定文
塙尾山陣屋方賄
稲葉　清兵衛
板東伯耆守屋敷
台　出相済　京義
作久同大猪屯脇
日根野織部正高明
面尾左近殿改
南山九郎左衛門殿
高山久右衛門　友治
山浦甲斐守家治

一円　九
一円　八
一円　八
一円　八
一円　武
一円　又
一円　六
一円　又
一円　六
一円　四
一円　三

イ七円一作対
三郎円ム
イ二

伊東掃部
義堂板倉言久
別所孫左衛門　清左衛門
左方掃部稲葉
左方　丹後守殿
山田十左文　同人
作久同左衛門　イ作義
水野監物　同人
井上主水　同人
永見新左衛
久貝右近衛同人

一同　又
一同　四　田反付一
一同　永　反ノ者付
一同　永
一同　永
一同　永
一同　永
一同　永
一同　永　又
一同　永

清野田稻田山
田反帯　刀右奥
堀清兵衛　出米
羽宗兵衛　親良
服部清兵衛　安元
村越　三千郎
奥田八郎右衛門
加藤右近　宗兼
向井　孫右衛
向井　半兵
水谷伊勢守　秀

一同　稻　壱
一同　壱　永
一同　三　イ四十七
一同　稻四
一同　壱
一同　永　イ三
一同　永
一同　永
一同　永
一同　永

六郎兵衛　政宗
市川　多治郎
松平　出羽守
小笠原右近　重
松平　甲斐守　康長
水野大和守　元信
水野清兵衛　重長
酒井　河内守
同　反　立稻　正
黄沼　立反　本
河部　源五郎

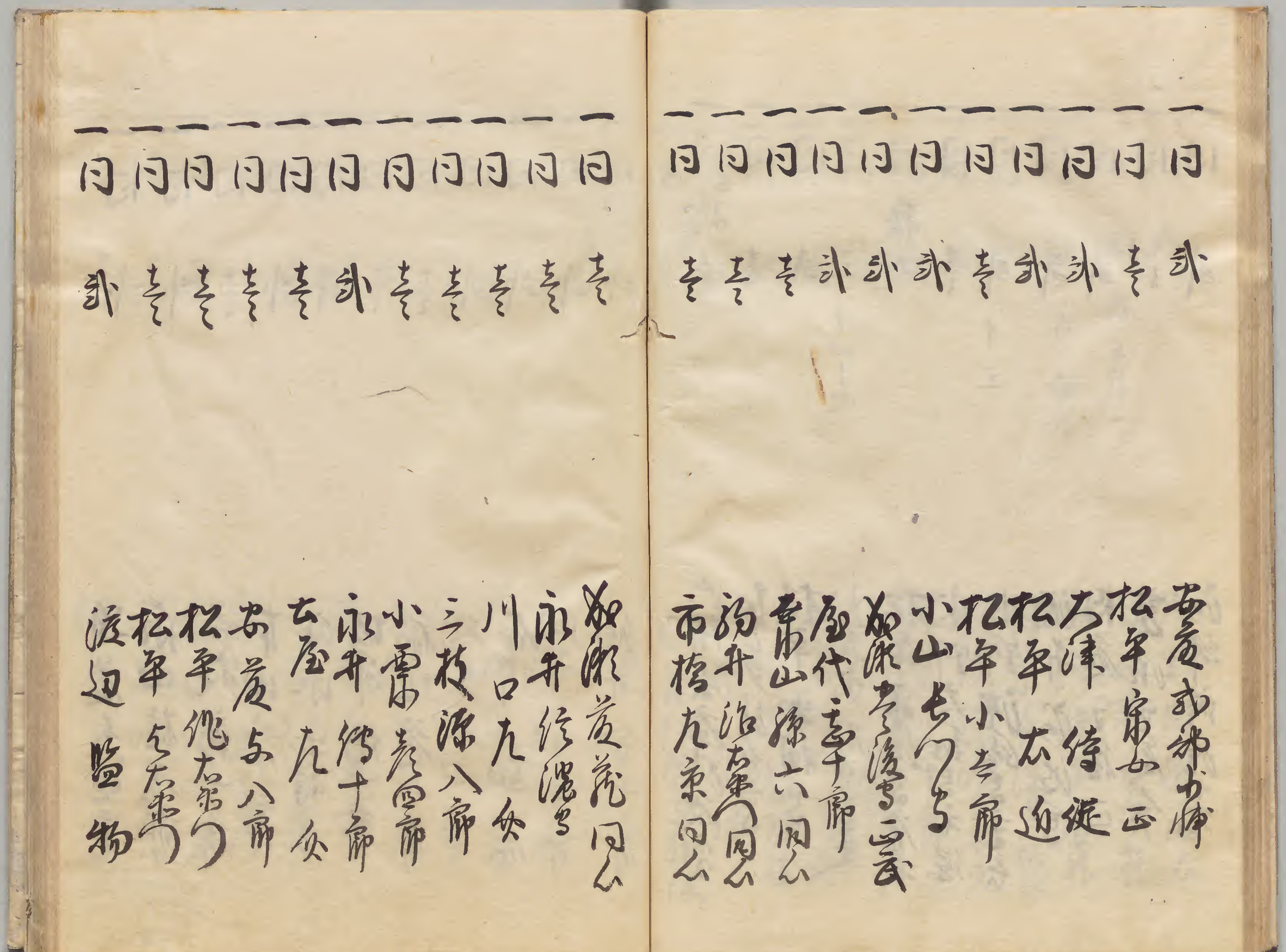

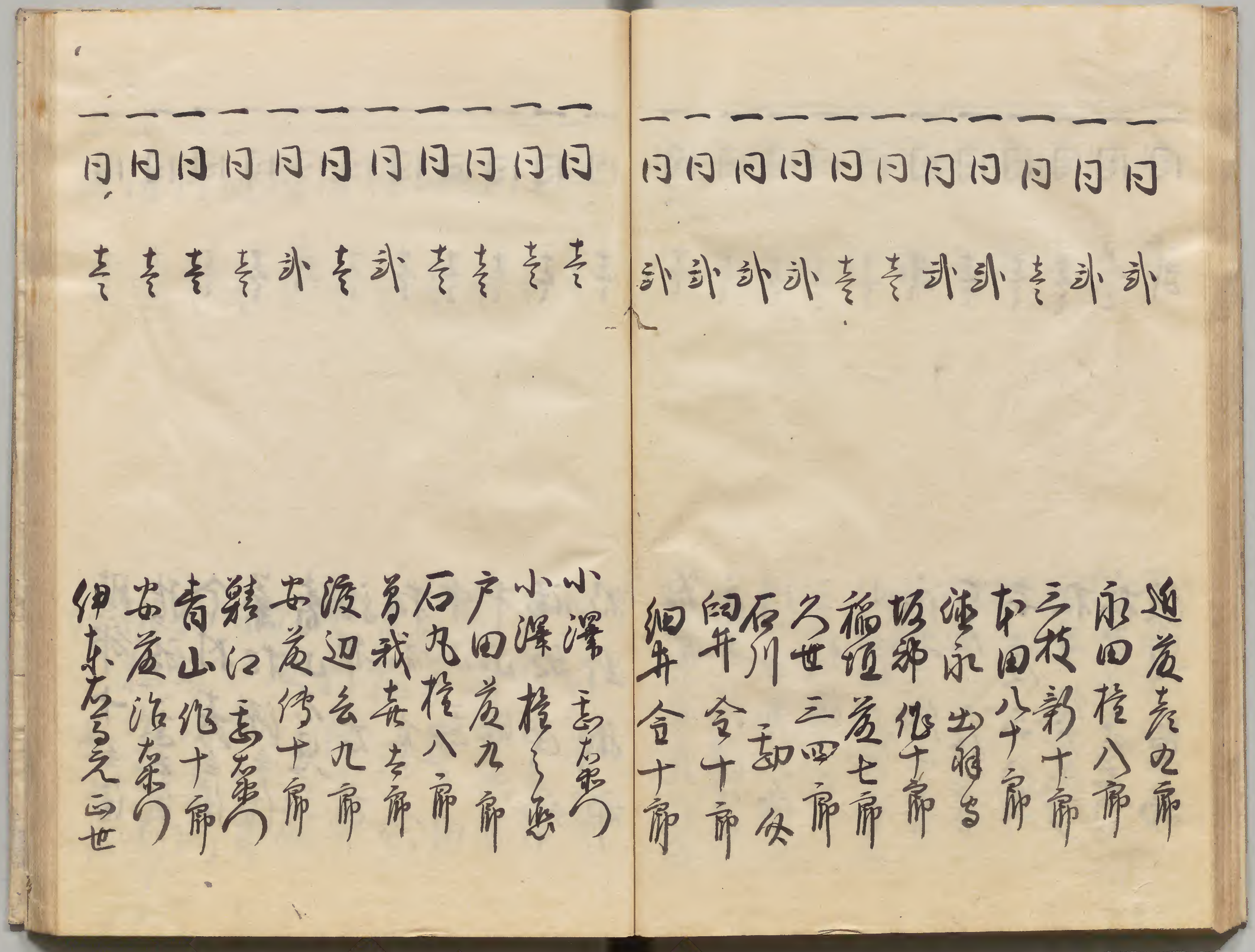

道義九郎
原田桂八郎
三枝新十郎
中田八十郎
浦永出雲
坂部作十郎
稲垣義七郎
久世三四郎
石川主殿介
同年金十郎
細井金十郎

小澤主馬
小深桂之丞
戸田義九郎
石丸桂八郎
芳我喜右郎
渡辺云九郎
安藤作十郎
鞍江主馬
青山作十郎
安藤治郎
伊東右之丞

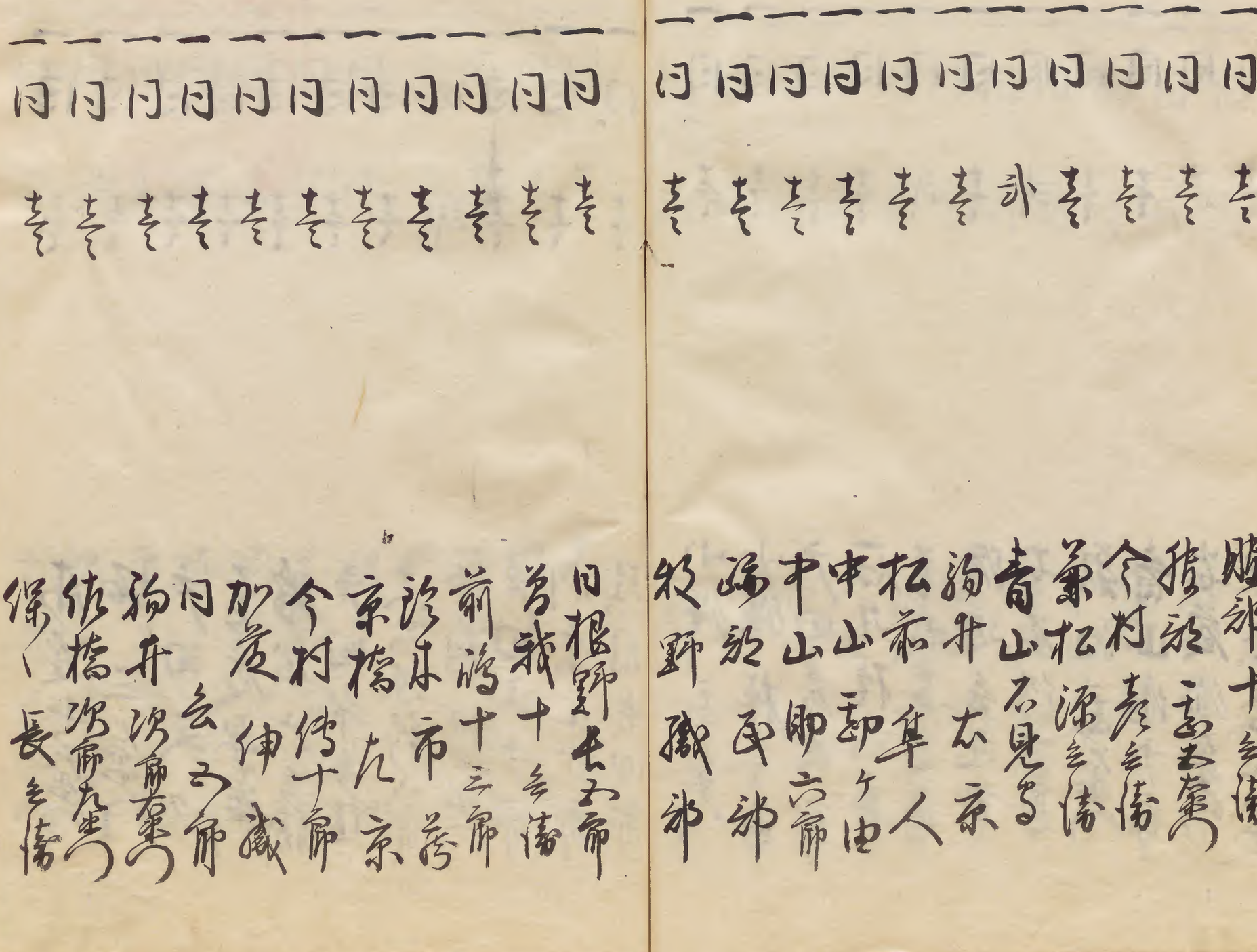

賜郡十三箱
猪飼高麗
今村彦三箱
兼松源三箱
青山石見守
狗井太京
松前集人
中山郎ヶ田
中山助六郎
鶴飼民郎
牧野藏郎

日根野出羽守
芳賀十三箱
前田十三郎
浅井市蔵
京橋九京
今村伊十郎
加藤伸藏
日云之郎
狗井次郎兵
伊橋次郎九生
保〻長三箱

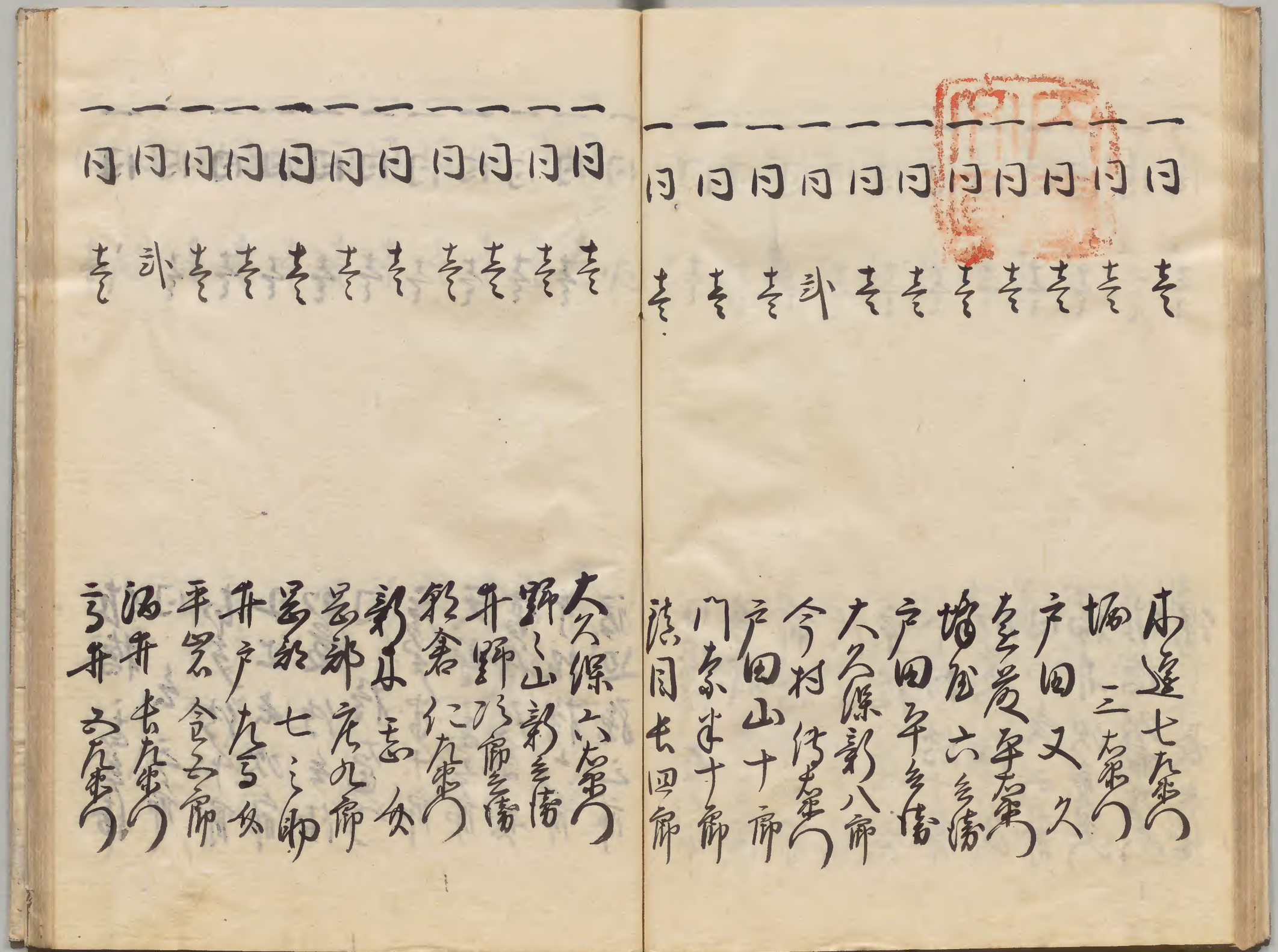

一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺

一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺
一日 寺

[illegible]七軒
堀 三軒
戸田 又久
[illegible]年軒
[illegible] 六[illegible]
戸田平[illegible]
大久保新八郎
今村 [illegible]軒
戸田山十郎
門[illegible]十郎
[illegible]四郎

大久保六軒
野[illegible]山新[illegible]
井野[illegible]郎[illegible]
[illegible]倉 仁[illegible]
新[illegible] 志[illegible]
[illegible]郎 [illegible]郎
[illegible] 七[illegible]郎
井戸[illegible]
平[illegible] 合[illegible]郎
酒井 [illegible]軒
[illegible]井 [illegible]

一一一一一一一一一一一
同同同同同同同同同同同
武吉吉吉吉吉吉吉吉吉武

佐賀郡
同　　云　二郡
南多佐千郡
山上　出次郡
加茂佐之郡
同　　桂田
廣戸郡千郡
天野　高之郡
宮郷　九百　反
中根　桂六郡
海辺孫二郡

一一一一一一一一一一一
同同同同同同同同同同同
吉吉吉吉吉吉吉吉吉吉吉

大久保　六百郡
野々山　新之郡
井野　次郡之郡
鳥倉　仁九郡
新田　壱　反
島郡　底九郡
島郡　七二郡
井戸　九百反
平賀　合百郡
酒井　出九郡
三井　百九郡

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
壱 二 壱 壱 二 壱 壱 壱 壱 壱 弐

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
弐 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 壱 弐

作橋 壱箇所
同 弐箇所
市多 作十間
山上 長次郎
加茂 作壱箇
同 橋壱箇所
廣戸 堂十間
天神 壱箇所
高濱 壱箇所
中根橋六間
海辺孫三郎

海辺 孫三郎
布設 八箇所
押田 庄吉
小野源吉郎
少野 市兵衛
壱回 牧馬
同 小次郎
放馬 又壱箇
戸田茂之郎
作床作場
海辺 平壱箇

同　大橋　長五郎
同　金沢
同　小川　九左衛門
同　細井　長兵衛
同　三宅　熱十郎
同　中川　市三郎
同　市郎　左九郎
同　石九　六兵衛
同　弥右衛門　右兵衛
同　天地　源兵
同　浜辺　庄兵衛

同　小野　浅右衛門
同　山本　文兵衛
同　三田　平兵衛
同　佐久間　伝法
同　坪内　四郎兵衛
同　彦右衛門　小十郎
同　江原　四郎九郎
同　藤辺　三郎九郎
同　相葉　郎右衛
同　荒川　又六
同　坂井　孫左衛門

一一一一一一一一一一一
同同同同同同同同同同同
壱壱壱壱壱壱壱壱壱壱壱

坂部久之助
同　格十郎
逸足小四郎
富田勘左衛門
市兵衛丈　左傳
山本勘兵衛
山本七郎
鵜飼義左衛門
原九郎左衛門
冨永喜左衛門
山田清左衛門

一一一一一一一一一一一
同同同同同同同同同同同
壱壱壱壱壱壱壱壱壱壱壱

赤尾三左衛門
中務大四郎
小笠原角左衛門
原左兵衛　次
田村　云蔵
井上　丹治
田代喜兵衛
荷沢又左衛門
常山　源七
作兵衛左衛門
東川　金左衛門

一 同 壱 片山三七郎
一 同 四 同一手付 青山大蔵
一 同 四 同一手ノ者付 神尾刑部
一 同 一 屋代惣三郎門人
一 同 七 三枝源八郎門人
一 同 五 中山勘ケ由門人
一 同 五 同二手ノ者付 水野喜兵衛門人
一 同 二 手ノ者付 内藤若狭守門人
一 同 一 加瀬出雲守門人
一 同 三 溝口外記門人
一 同 一 伊丹喜之助

一 同 弐 同四手ノ者付 永見新右衛門門人
一 同 弐 同三 除下 羽葉勘右衛門門人
一 同 八 遠藤石見守門人
一 同 弐 青山善四郎門人
一 同 一 水野監物三次門人
一 同 一 手ノ者付 青山主馬門人
一 同 一 曽我喜四郎門人
一 同 一 同二手ノ者付 伊東右京亮門人
一 同 一 手ノ者付 猪子久右衛門門人
一 同 一 中川半之助門人
一 同 一 井上隠岐守門人 奥村三右衛門

南道七九馬 内
牧野 伊勢 内
高瀬 九馬 内
牧野 [illegible] 内
海辺 監物 内
北野 [illegible] 内
阿部 [illegible] 六
[illegible] 田 [illegible] 知
安部 [illegible] 伝蓋
今村 伊田 [illegible]
柳原 九馬

一一一一一一一一一一一
内内内内内内内内内内内
[illegible]

山瀬 [illegible] 八郎
戸田 小平 [illegible]
小栗 [illegible] 郎
河野 [illegible]
新庄 [illegible]
野村 [illegible]
[illegible] 九馬
白井 長左
河原 九平 [illegible]
青山 [illegible]
安藤 [illegible]

一一一一一一一一一一一
内内内内内内内内内内内
[illegible]

一　一　一　一　一　一　一　一
月　月　月　月　月　月　月　月
一　一　一　一　一　一　一　一

迎度之事
作之間　長郎
海平　寺役
方四　之事
大屋　出四郎
月四　長屋
之助六郎事
長郎　寺之事
板山久左衛
寺　寺塚庄左衛
多野庄左衛

於会員報告四月分
一　今年度の保乙卯年大板表菱御原金指
の文字ハ書係ハ於　嘗中　清水沙
清役人と　百姓御用を為る侍人文人
侍を加へ文武格式とかや

慶元拾遺大般若巻之廿四終

慶元拾遺大般若巻之廿五

一 大御所様御下知の事 并 法度掟の事

一 台徳院様御座所御勤座の支

一 御對顔法前病法遠云の事

一 諸侯御目御遠云法之為駈方（法遠云

一 大御所様後膺ニ而 甚兆御之事 久能山ヘ

一 葉葉之事 并 榊原内記神職之

一 作付之事

一 新君御一代御武德之事

一 将軍家久能山ヘ御参詣 并 久能寺

由緒の事

一 神武天皇より歴代の事 并 右國辰墨書

の事

一 久能山より日光山へ御改葬之事

一 東照宮神号の事 山御造営之事

一 公御上京 朝廷へ事歴の事

一 後陽成院 四辻殿 御 后位の事 後水尾院

慶元 指遠大御意 有之

一 元和二年 丙辰 四月廿五日

大御所 駿府 御発引 田中 へ御 着 御鷹野 有之

織田作遺物有 之 右 台徳院公 岩之

小人たち 義合 小平次 道 次 を 伝使 と

江戸 石 御行 程 廿二時 有 江戸 へ 御

台徳公 遠 公 事 を 集の 遠 御事 を 聞

及 申 候

書 面 四辰 人 委 京都 より 茶屋四郎次郎

後藤 人 命 を 江戸 へ 二 江戸 の 東の 市 通 遠

[illegible]

御用向ニ付公正新後の節何と言
葉添ゆるやうなるやうなる
作り礼を述ベ大坂京江朝を油上
ハ神祭仕ル人ハ相応ニ用様之
諸人尊敬仕ル上ニ打表様
関記御知久能ニ新発朝を就上
主別ハ[illegible]神祭ハ公 作有之
如支ニ正賊有 見出病状ニ
中ニ云
[illegible]

第弐號一出徴後有

一二月二日　白浦公法府へ着法

御封新旨一大御所新様作ル四神数弐
七日ハ之御ニ[illegible]ハ再今新出[illegible]
御ハ今年ハ[illegible]
なり　将軍家正[illegible]
過ぎ[illegible]ハ[illegible]
過ハ[illegible]作ル
弐ハ久一[illegible]
と[illegible]ハ二[illegible]
のハ[illegible]　御封新

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同廿八日　大神宮様ゟ右之御薬
一昨朝合之分ゟ礼如
[illegible]上野介自身
[illegible]
[illegible]
[illegible]

しきりに大原の沼家に入りたりけり
さて　白河法皇八十の年の春の頃
出家をしたまひしかば大内の人々
八十四国之所の者ども
をもひきつれ二条后の所生とて
御母君あり　津国に
懐妊かりしかば　此事を人々
聞給ひ　京中の人々
喜ぶ　白河法皇
白河法皇此所に
及ぶ　法仏上人
あり　法仏上人
浦を通り給ひ
ける　法仏
とも
此世ハ
とも
百年
沖の
福原
とて
頼朝
出家
あり　法仏
浦を通り給ひ
ける　法仏
とも
此世ハ
とも
百年
沖の
福原
とて
頼朝
出家

有し板ハ今ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一四月廿五日　豊臣秀吉　将軍家を
[illegible]作らるハ下の改事[illegible]郡山なれ
事なられ市出[illegible]諸国の[illegible]細[illegible]
書ハ　大樹の改道遠事あ[illegible]
[illegible]　と云キ若又海内の[illegible]細命
[illegible]
と云ふ　遠[illegible]云[illegible]
[illegible]豊臣頼宣頼房皆知[illegible]
[illegible]
[illegible]　将軍家[illegible]
[illegible]と
宣頼房[illegible]作らるハ各大樹に仕

[illegible]ハ[illegible]
大樹の命の[illegible]
[illegible]遠[illegible]軍なれ
[illegible]
内[illegible]松平右馬之助
[illegible]有病仕り
一四月二日[illegible]野集[illegible]
の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
一同十七日　大御所[illegible]

寛秋七年六月十九日に吉光神系図紀
照久と云く宮葬也 大久保山の墓 霊廟
を西の方に建 社僧四人 [illegible] 寺領
合三百石 [illegible] 給 [illegible] 倉線
五十石 [illegible] 四人の社僧の家 [illegible]
西方に大久保山 [illegible] 霊廟 [illegible]
[illegible] 合 [illegible] 大久保山の神 [illegible] 照久 [illegible]
合 [illegible] の時 伊勢の [illegible] を二位
叙 [illegible] 礼図紀 [illegible] 二位に叙
れ又従二位 [illegible] 第 [illegible]

の [illegible] 嗣 [illegible] 親平 [illegible] 世 [illegible] 代大名
列 [illegible] 更代 [illegible] 合の [illegible] 大久保山
を守護 [illegible] 次男 [illegible]
を [illegible] 二男大 [illegible] 藩 [illegible]
四男 [illegible] 中 [illegible] 奥 [illegible] 藩 [illegible] 勝 [illegible] 男七 [illegible]
[illegible] 小 [illegible] 入 [illegible] 長 [illegible] 八一 [illegible]
[illegible] 範 [illegible] 書 [illegible]

[illegible] 図紀 [illegible] 事二列 [illegible] 代
[illegible] 系七 [illegible] 家 [illegible] の列 [illegible] 男 [illegible]
[illegible] 七 [illegible] 家 [illegible] 嗣二 [illegible] 系
[illegible] 消 [illegible] 仕 [illegible] 礼 [illegible] 系 [illegible]

[illegible]七郎右衛門殿と
[illegible]仕雖[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 此日殿上人沖弓箭を携列し久住山に葬り却て
上野介平正純松平右馬の頭を使として正久板倉内匠
秋元但馬守 美濃部茂朝 井上筑後守 利勝
台徳公の御名代として 土井大炊頭利勝
井上主殿頭 酒井雅楽頭 忠世公の使者 牧野内蔵助 成重
正綱 奏者番 宣旨の使者 出羽守 中山備前守 信吉
小笠原壱岐守 秀政 使者 中山備前守 信吉
法華経 三部 僧侶 大御所 駿府 遺骸
大御所 駿府 葬儀 諸大名 諸寺 諸僧
源家 藤原 諸国の 高僧 国々
諸大名 諸寺 諸僧 出羽守 信吉
諸国の 高僧 高野 学問 の 法華経

諸国の 僧侶 高野 学問 の 法華経

一 大御所 諸人 崇敬 尊信 厚
本 又 山 代 尊 仏 諸大名 名 御 尊
尊 僧 諸国 高 僧 諸大名 出羽守
尊 僧 諸国 高 僧 諸大名 出羽守
尊 僧 諸国 高 僧 諸大名 出羽守

長歌の義 義経一時は陽関東の大捷威
を四海に振し 三韓の和好を深く感じ
去川に事る四夷の貢を怠る事無し
ひ隣に法を定め 宝を民に創し 孫を末葉
に治し 四人 其に於て仁君明主世々大威
訓を垂れ 七宗 郷宗 冷泉 祖人の慶を
承ひ 億載万年 編を三墨の法を
修せり 服代の終 是に百四を修す
元義者
往古の周孝を去り 治を雖も 国風有を郷
国古徒 孝貴に 去り 法を 治く 幕府を

寺院に定め 神霊を東に崇し 聖人を
出事 此人 吳越を 仏山に事 高の賓を
尼院の修造 高く 庵徒を 教年に
大神 所 孫 古教に 海 修を
以て 除 擅 し 且山の 神道を 兼ひ
天海を 絢 而 東の 後 心大 修 と 称 し
宣 元 天海 業 事 成 寺 神 彫 成
久 山に 建 蒙 桜 大将軍 法 和 紫 学
南院 別当 徒 一 経 大 大 家 康 公 神 法 号
一品 徳 蓮 社 宗 号 言 道 和 大 禅 定 門 と
号 事 之 都 軍 家 江 戸 に 還 法

二ヶ所と対国にて[illegible]明年二月の頃神[illegible]
四一位を給[illegible]もと[illegible]文[illegible]所[illegible]修験[illegible]
吳越[illegible]八日光山[illegible]移[illegible]書[illegible]大職冠
藤原[illegible]公[illegible]和列[illegible]寺[illegible]筆[illegible]改葬[illegible]
概[illegible]

一

同[illegible]日[illegible]軍家[illegible]熊山[illegible]神[illegible]系[illegible]
御廟[illegible]無津の後[illegible]熊寺の[illegible]
[illegible]山の[illegible]紀[illegible]寺[illegible]ある[illegible]言[illegible]回[illegible]の国
[illegible]度郡[illegible][illegible]度山[illegible]石[illegible]首[illegible]古[illegible]
の御[illegible]高[illegible]熊[illegible]人[illegible][illegible]列
[illegible]高山[illegible]入[illegible]勅[illegible]獅[illegible]海岸[illegible]

一古板樹あり[illegible]光[illegible]事[illegible]ものと[illegible]久熊
[illegible]あり[illegible]家[illegible][illegible]所[illegible]討[illegible]
[illegible]見[illegible]尺[illegible]長[illegible]寺[illegible]の[illegible]
千[illegible]記[illegible]の[illegible]像[illegible]久熊[illegible]
[illegible]一寺[illegible]板[illegible][illegible]
安還[illegible]里[illegible]修[illegible]久熊[illegible]
て云[illegible]八[illegible]神[illegible]熊[illegible]
[illegible]山[illegible]里[illegible]
[illegible]熊[illegible]
[illegible]山代[illegible]熊[illegible]
久熊[illegible]寺[illegible]

[illegible]の[illegible]時行基菩薩山に入り[illegible]
[illegible]千手の像を七寸彫刻し仏の[illegible]像を
新像の胸の中に納め[illegible]山寺の宝物[illegible]
[illegible]中に源の帝[illegible]の自也[illegible]
[illegible]る笛[illegible]遊[illegible]る縁[illegible]源[illegible]中
四[illegible]に彼笛[illegible]
山の[illegible]
[illegible]
[illegible]時[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

西國廻ハ始ハ東堂の志度石ハ本堂
西國廻始ハ
有りしハ寛文元年
大師院様ハ寛文の神新なれ
共の内ハ今屋山法神寺
を神道なり
されハ有るハ嘉永修理の
三列帝の時明照寺ハ
金龍の光りも高鐘の
有るとも中なり又
有る縁起ハ
仏ハ
仰れ
神道ハ
西國廻ハ
時三列一向法の中
神道ハ
法ハ
境内ハ

神君ハ茅創造の御時より大樹寺ゟ
移し浄土の寺ゟ代官屋敷さゝれ法花堂
ゟ代変加持力を祈り奉り高運長
久の御祈願ゟ久しく成れハ幸付寺の如くゟ
運命和融の祈願仕奉ゟ
況ゟ茅の姫を以て
下ゟ屋敷寄ゟ
法華経類ゟ被ゟ
茅ゟ御自筆の御書ゟ
表ゟ御祈願ゟ
下ゟ御屋敷ゟ

三月廿日　家康　左御判

法花堂ゟ
仏殿ハ貞和年ゟ
拝ゟ御開帳ゟ
拝ゟ法花堂ゟ
下ゟ入ゟ

明照寺

移し御法華ゟ
茅ゟ

[illegible]
神君に[illegible]の[illegible]
[illegible]文武[illegible]像[illegible]作し[illegible]
[illegible]の事[illegible]
[illegible]武田勝頼武[illegible]
し[illegible]利[illegible]事[illegible]時[illegible]
[illegible]代[illegible]我家の[illegible]
小童[illegible]
[illegible]ある者の[illegible]
小童[illegible]人[illegible]
出[illegible]常[illegible]

[illegible]代何[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]白虹[illegible]
[illegible]
[illegible]常の[illegible]
[illegible]
[illegible]立[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]小童[illegible]

出入作業者の上より二百間ばかり利根
川の上流へのぼりたる山奥に用意し
たる　　神武の御方へ向かひ農業
所らもの山野　　の人々御集り祈
小豆代揚捕御祈願引取へ
いたる罪科申渡　　
却て作業小豆の節
死代作人　　
人数揚捕の音　　
数揚類　　神武の宮代大原の
らひの御祭礼　　
概ね御祭礼　　
神武の御代の　　
六類の揚捕数　　
者は作る利益　　
ることかさる事　　
以後数と　　
とくや今の　　
神武は　　
以て像と　　
て國四海に　　
おかし　　

概ね御祭礼　　
神武の御代の　　二連御祭　　
六類の揚捕数　　二年
者は作る利益　　世の人多仏の行
ることかさる事　　仏天の加護
以後数と　　
とくや今の　　
神武は　　
以て像と　　
て國四海に　　輝百
おかし　　

一りも修せしめ事なりしとや
御門宮達命は富世の恩業をよろこ
ばせ給ふ事の引続き事ありて又
御心を悩ましまし給ふ事なれども修法
を行はせ給ふ事ありしに
事ありて別に阿弥陀如来の御
大願の修法を御心ゆかせ給ふ
御のおもむきにて國意行なる
や去程に御門長文年間京師の時
は尚山春雲上人法師の
きたれり見物あり

御門人祖仲は長崎の堀内大樹寺
の和尚の十三回受戒せしに
為に大樹寺は四ツ目
市十郎昭の子市五郎方より
とや南田信長家の物語の事
甲州軍潰れ記事
されば天下大平市の孫無常の市郎兵
衛松十八公の前に
郎兵衛関東十八檀林建立の時
あり己巳立の時は九月彼岸
市如馬あり尚山入門の御門の

[illegible]天下唯我独尊の法門
を御手にとられ給ふ[illegible]身を横たへ給ふ御
防禦[illegible]とて殺害せしめたまふ
相模国[illegible]の凱陣の後慶長八年
神君征夷大将軍に任じ給ひ元和十年
台徳院殿又征夷大将軍に任じ給ひ
同十四年常山寺を意和尚号光誉智
国師と勅許なし給ふ
神君は江戸城[illegible]台徳公儀[illegible]
時又氏神なる後度々御[illegible]
御菩提国殿[illegible]寺堂[illegible]軍に
尚[illegible]の御門あり
神君常[illegible]
[illegible]御殿[illegible]
御手[illegible]
[illegible]建御殿に古格六畳
の屋敷[illegible]御殿
に[illegible]檀の上に佛[illegible]
[illegible]天下の
[illegible]国の一家
八其者
[illegible]第十九世の時三河国
大樹寺[illegible]御運[illegible]

此時行基のひしり言葉なり是聖武
御の國豊成御の治文御世なれば
御本願六拾六部の唐代運ひ六拾
六ヶ國を書しりおく國中所勝の方角を
ら迄たき所守りとなれば天下
安寧御しるしなり孔の高ひなる三國之事
の道豊御行れ仏法の國徳蓋なる
りまて玄御四海を照さるもりおの
むかひ文大尾天竺御代はあしを御国の
為なり万代いたらさるやう所

人々武御子御御法さきなる人や山陵孫
泥の事御 神君御世の時 道成頭御
あと高迄さも のの沢あるとと又西迄新
後しのひ孔御の武文の御御地
御さきるつき相又武御るる後府の法の
御御御後もひ 白雉院殿御殿
法時御事御ぬ 胡多法面法の方
御御中仏国代寺川口御加面
又かる是像御の法仕ま 御
天徳寺 御云新寺 大養寺 御拾寺古の
四ヶ寺の法時と市御法御御孔る

天後　六韜流廢　上云あるはは
ありて　神武天皇の系統源くあはれ
御子今世の真言宗の祖師遍金の教
を傳へて廟堂の祀を運し奉りて
高山の方丈を建立し給ひ
延喜四年九月十六日　の夜方丈和尚
あり　一時に時有る云ふ時者吳の
事なりあり　一時や
坊上寺　是ありて源氏白大仮法師の時
ありて法師を招請し給ひ　親智國師の
上京廟山の的の真信門に和尚の

法華を作給ふ　されハ業四山の法師
ありて　相ひ法師を毎日　形
一日ありて　法師　法師の
形　陳和の軍隊を始　云卒入
孔雀　法師　陳和の
為ふ不思議　味方の法師　正系
國の達者なる法師　者　人　新法
法入　法師　陳和　國　御　高通
の御ひ　新愛　例の御
常　人　人　人　人
神武　少　吏　人　田入道　なる　と

国立公文書館
National Archives of Japan

作りなれば志田入道八郎為国のよ
中上りれば呂沖庄屋を立のひ有るの
此厨のを動うを八幡殿の義家公
の〳〵〳〵を振ハ又人の為に相父な
此合戦あハ有るを加治丸を頼りあ
此威源流さを物語の事ハ元和元年寅
七月を以ハ此の時我り板あ書〳〵を像
此方を以ハ河内守殿〳〵行
の事 此書中あ後世の源氏を
ひり沖丸を長〳〵書ひ
を時 祐君此長板の後世

あるを求さを源平の事なハ
志りの和なを里り業此家を
始源の始を様子あ定を代行家
あの也 様子の此れを此れ
此後 此書の〳〵あ長を此れ
あ里〳〵中作を丸此海
様子を一流沖代万年松明用
此亂源の此義を麿さを
を源府の沖後入ひ
私曰 人〳〵世〳〵 流命の記源の中
芸所源の命 思有るの此後

[illegible]寺[illegible]絵[illegible]菜岡山の陳言の内
[illegible]仏堂[illegible]
[illegible]の事[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

一同の月天海僧正京都[illegible]
大神君御[illegible]の事御参[illegible]
[illegible]御[illegible]事[illegible]

[illegible]

一同十月下野国日光山に
東照大権現[illegible]社[illegible]建立あり
[illegible]天海僧正御[illegible]
[illegible]堂和尚[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 武蔵国久能山ハ 大権現の御社ハ
地蔵 神雲堂 御供所 構ハ 高橋氏
建立 奉後中 相頼宣公 造営の事
なり 部

一 元和三年丁巳三月十六日 家康 駿河
御隠居 和尚 二郎 奉 去年 大坂 奉 相
東照宮 支 板倉 内記 秀元 御 言
御隠居 様人 熊山 ト 登山
天海 御 自 御 御 大 大 官
改葬 の 四例 なり 是 様 人 様
和漢 集 人 御 前 常 中山 御 和尚

御 家 内記 紀 ハ 家 ハ 御 様 人 内 千 ハ 是 様
三 ハ 家 ハ 第二 ハ 遍 ハ 十八 ハ 山 家 ハ 家 ハ 遍
ハ 中 家 至 ハ ハ 二 ハ 家 列 ハ 府 中 ハ
遍 ハ ハ 遍 ハ ハ 紀 ハ ハ ハ 七 ハ 遍 ハ ハ 今
御 郡 ハ ハ 古 ハ ハ 廣 ハ ハ 四 ハ 郡
来 別 ハ 光 山 ハ 御 禅 院 御 人 ハ 八 ハ
雲 様 奥 ハ 院 廟 塔 相 ハ 光 山 遷 ハ
ハ 門 御 方 月 ハ 雲 ハ 宮 ハ 下 ハ 者
ハ ハ ハ 光 山 ハ 御 ハ 山 ハ
十四 ハ 御 殿 ハ 移 ハ 勅使 河 郡
寧 ハ 参 山 ハ 正一位 東照 ハ 大権現 ハ

寛永　　　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

慶元招遠大師壱之巻大尾

国立公文書館
National Archives of Japan